

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	プール施設管理業務	防南基LPS-X58001	
		大臣承認	<del>平成 年 月 日</del>
		作成	平成30年 4月16日
		改正	平成31年 4月18日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	隊司令部 教育部		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊防府南基地のプール施設における部外委託管理業務について規定する。</p> <p>(2) 引用文書等 ア 固有財産法 イ 建築物衛生法 ウ 建築保全業務共通仕様書及び同解説</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>(1) 役務の内容 ア 管理業務の範囲 別紙第1のとおり。 イ 勤務日数 別紙第2のとおり。</p> <p>(2) 材料等 役務に係わる物品等は契約相手方の負担とする。</p> <p>3 品質保証 検査官は、役務完了後、属紙第2による作業項目について点検確認を行い、可否を別紙様式に記入するものとする。</p> <p>4 その他の指示</p> <p>(1) 契約相手方は、管理員の名簿を前月の末日までに航空教育隊司令部教育部訓練班に提出するものとする。</p> <p>(2) 管理業務において、事故防止のため安全等には万全な処置等を講ずるものとする。</p> <p>(3) 本仕様書の内容に、明記なき事項及び疑義等が生じた場合は、監督官を通じ契約担当官と協議によるものとする。</p>			

## 管理業務の範囲

項 目		業 務 内 容
管 理 業 務	開 館	鍵の受領（司令部庁舎2階、隊司令部教育部）、開放、電気の点灯
	物品管理	備え付け備品及び用具の点検、手入れ、整理整頓
	計 測	プールの水温及び室温の計測
	清 掃	1 プール施設の清掃時間(基準) 0900～1500 2 プール施設の清掃に関する事項 付紙のとおり。

## 勤務日数

月	勤 務 日							計
	日	月	火	水	木	金	土	
5 月								0 日
6 月		3		5		7		15 日
			11		13			
		17	18	19	20	21		
		24	25	26	27	28		
7 月		1	2	3	4	5		22 日
		8	9	10	11	12		
		15	16	17	18	19		
		22	23	24	25	26		
		29	30	31				
小 計							37 日	

月	勤 務 日							計
	日	月	火	水	木	金	土	
8 月					1	2		17日
		5	6	7	8	9		
		19	20	21	22	23		
		26	27	28	29	30		
9 月		2	3	4	5	6		19日
		9	10	11	12	13		
			17	18	19	20		
			24	25	26	27		
		30						
10月			1	2	3	4		23日
		7	8	9	10	11		
		14	15	16	17	18		
		21	22	23	24	25		
		28	29	30	31			
小 計								59日

月	勤 務 日							計
	日	月	火	水	木	金	土	
11月						1		11日
			5		7			
		11		13		15		
			19		21			
		25		27		29		
12月			3		5			7日
		9		11		13		
			17		19			
1月								10日
		6		8		10		
			14		16			
		20		22		24		
			28		30			
小 計							28日	

月	勤 務 日							計
	日	月	火	水	木	金	土	
2 月								10日
		3		5		7		
		10		12		14		
			18		20			
			25		27			
3 月		2	3	4	5	6		21日
		9	10	11	12	13		
		16	17	18	19			
		23	24	25	26	27		
		30	31					
小 計								31日
合 計								155日



## プール施設の清掃に関する事項

### 1 プールの清掃

- (1) 玄関ホール、管理人室、便所、更衣室、シャワールーム、倉庫、建物周辺、薬品庫、プールサイド及びプール水槽の清掃並びにドア、窓ガラス等の付帯物等の清掃
- (2) 建物外回りの清掃及びゴミの収集
- (3) トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液の補充

### 2 清掃対象部分及び面積等

属紙第1のとおり。

### 3 清掃の基準

属紙第2のとおりとする。ただし、次の場所については午前中(0900～1200)に実施するものとする。

実施場所
プール水槽
更衣室
シャワールーム

### 4 清掃の実施及び検査

- (1) 清掃の実施予定表(翌月分)を月末までに、検査官に提出するものとする。
- (2) プール施設の清掃実施後、検査官の検査を受けるものとする。

### 5 作業場の注意事項

- (1) 作業員は、健康であるとともに、清潔に留意すること。
- (2) 作業の実施に当たっては、火災、怪我、その他の事故防止に留意すること。
- (3) 作業員は、勤務者及び利用者に不快な行動、言動を慎むこと。
- (4) 関係諸法規及び基地等の定める諸規則を遵守すること。

清掃対象部分及び面積等

清掃対象部分	プール	その他の清掃箇所	
	面積 (単位: m <sup>2</sup> )	場所等	数量
玄関ホール	20.0	洗眼台	2
管理人室	9.2	ドア	2
便所	23.9	ロッカー	2
更衣室	37.8	便器	8
シャワールーム	40.5	吸い殻缶	2
倉庫	43.8	更衣棚	13
建物周辺	3,325.0	靴置き場	2
薬品庫	21.9	手洗い器	4
プールサイド	641.2	更衣室ロッカー	8
プール水槽	750.0	屑入れ	1

